

令和3年度島しょ地域介護人材確保対策事業について

- 平成29年度より「離島地域」の介護サービス事業所の人材確保を支援するためにスタートし、人材育成に係る取組にも支援メニューを拡充する。
- 県全域で介護人材の確保が厳しくなってきたことから、一部支援メニューは本島内介護サービス事業所も対象にしているところ。
- 令和3年度は、下記のとおり事業内容等を変更して実施する。

事業概要

1 補助内容等

(1) 介護専門職員受入支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域で介護保険法に基づく介護サービス事業所等(基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む)を運営する法人等(以下「法人等」という)。

②沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等

※県外からの介護専門職、または県内離島から新規学卒者を雇い入れる場合

《補助要件》①令和3年1月1日から12月31日の間に、事業所等の所在する離島・過疎地域以外に居住していた介護専門職(介護福祉士、介護支援専門員、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員初任者研修修了者(採用後に修了した者も含む))を新たに雇用(就職)し、かつ、当該職員が3ヶ月就労したこと(到達日が令和3年4月1日～令和4年3月31日)

《補助対象経費》 転居を伴い要した経費:赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃貸借契約に係る初期費用(敷金・礼金、保険料)

※手当、燃料費(ガソリン代)、住宅賃貸借に係る家賃は対象外

《補助率・補助額》 定額補助(一人あたり無期雇用契約 200,000 円、有期雇用契約 100,000 円を上限)

(2) 介護専門職採用活動支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域の法人等。

②沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等(県外の介護専門職、離島の新規学卒者の採用活動)

《補助要件》○(1)に示した介護専門職員を採用するために、島外又は過疎地域外並びに県外での企業説明会等に参加した場合

○(1)に示した介護専門職員を採用するために、事業所等が採用活動の一環として実施する「事前視察」及び職場体験(インターン)に、採用予定者が参加する場合に要した旅費を補助する。

《補助対象経費》 旅費 ※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は開催日の前日から最終日当日まで認め、1泊 9,800 円以内とする

《補助率・補助額》 一法人あたり、補助対象経費の2/3(100,000 円を上限)を補助

※年間複数回参加した場合でも上限は同額とする。

(3)介護職員初任者研修等開催支援

《補助対象者》①離島の法人等

②離島を有する自治体

《補助要件》 離島の法人等または離島を有する自治体が主体となって「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」を開催する場合

《補助対象経費》 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(切手、郵送料、運搬費)、委託料等

※食糧費(講師との食事、受講者用の菓子等)は対象外

《補助率・補助額》 定額補助(500,000円を上限)

※年間複数回開催した場合でも上限は同額とする。

(4)介護支援専門員等研修受講支援

《補助対象者》 県内離島及び過疎地域の法人等。

《補助要件》 介護支援専門員法定研修、介護支援専門員実務研修、訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修を受講する場合

《補助対象経費》 旅費

※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は研修日程の前日から最終日当日まで認め、1泊 9,800円以内とする。

《補助率・補助額》 1人あたり、補助対象経費の2/3(100,000円を上限)を補助

2 問い合わせ先

■ 沖縄県高齢者福祉介護課 高齢化対策・介護人材班(担当:南風原)

電話:098-866-2214 / FAX:098-862-6325 / MAIL:aa021156@pref.okinawa.lg.jp

■ 沖縄県高齢者福祉介護課ホームページで申込み方法や様式を提示しております。